「京都スタートアップ・海外展開支援プロジェクト」企画・運営業務の公募型プロポーザルの実施に係る質問への回答について

（令和７年４月８日受付分）

	質問	回答
質問１	京都市のスタートアップの募集に関して、「募集に向けたプロモーションを実施すること。（WEB メディアや SNS の活用等、京都市と協議の上、決定する。）」とあるが、募集内容を拡散するという意味では、メディアパートナー、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、スタートアップコワーキングスペースと現地パートナーとの連携が必須であると考えている。募集内容を拡散するための各現地パートナーとは、京都市のネットワークから繋いでもらえるか。	本市が既存に有するネットワークの範囲内で企業等を紹介することは可能です。
質問２	年 2 回の渡航という記載があるが、カンファレンスとは別に年 2 回の渡航が必要か。	「海外展開チャレンジ支援」において、海外展示会（カンファレンス）出展をします。（１展示会ごとに２社を採択） 「海外ビジネス個別マッチング支援」においては、選定された５社それぞれに対し商談を目的とした渡航を１回ないしは２回行います。（十分な商談設定が可能であれば１回の渡航でも差支えありません。カンファレンス出展も必須とはしていません。） 「海外展開チャレンジ支援」と「海外ビジネス個別マッチング支援」の支援対象者はそれぞれ別に採択することを想定しています
質問３	「京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有すると認められる者」にてついて聞きたい。 １．令第 167 条の 4 第 1 項各号の内容は。 ２．「引き続き、1 年以上当該営業を営んでいること」、とあるが、海外法人としては 1 年以上営業しているが、日本法人としては 1 年未満の場合、日本法人からの入札は不可か。または海外法人としての入札は可能か。	１．地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者 ２．「引き続き１年以上、当該営業を営んでいること」とは、資格の申請日の１年前から、①会社を設立（個人事業主の場合は開業）し、②当該種目について営業実績（売上げ）があることをいいます。法人が合併・分割して１年経過していない

		ような場合や、個人事業主が法人化して１年に満たない場合でも、前営業者から継続して通算１年以上営業を営んでいる場合は、当該要件に該当しているとみなせる場合があるため、引き続き営業を営んでいることが読み取れる書面を添えてください。また、海外法人からの入札も可能です。
質問４	通信運搬費について、出展機材（精密機械等の運搬が発生する場合）の日本から対象国への輸出・会場への運搬・日本への輸入を含めた手続きも、全て受託者の責任において実施するべきか。輸送中の責任の所在は、輸送業者、受託業者、支援対象事業者か？保険の加入などの手配も必要か。	支援対象者が展示や商談等に用いる機材については、支援対象者が自らその責任において手配します。
質問５	「契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承諾を得ること。」 という記載について、再委託に関する具体的な条件について知りたい。 １．一部の業務であるとはどのように判断するか。例えば、本仕様書において、アジア、ヨーロッパという地域軸がある中で、双方の地域を横断的なマネジメントしながらリードしていくという業務に加えてアジアという地域の業務を全体として実行するパートと、ヨーロッパという地域の業務を全体として実行するパートを考えた時、ヨーロッパという地域を全体として実行するパートは一部分であると考えている（全体マネジメントしながらリードしていく業務が相当程度の業務量であるため）がいかがか。 ２．　当該業務遂行の上で補完的機能を持つ別企業との共同提案は認められているか？認められる場合、委託者からの再委託のスキーム以外のスキームについては可能でしょうか（例	１．本市と契約を締結した者が再委託しようとするときは、京都市契約事務規則第40 条の規定により市長の文章による承諾が必要ですが、本市では、契約金額の７割以上を超える部分を再委託すること、契約履行手段の主な部分を再委託することについて、一括再委託として承諾しない等を規定しています。なお、詳細については京都市入札情報館の該当ページをご参照ください。 http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/saiitaku.pdf ２．共同事業体としての提案が可能です。本市の契約の相手方は代表機関となり、業務配分条件は特に設けていません。

	えば、代表機関・共同機関のそれぞれが京都市と契約を締結するなど)。また、業務配分等条件はあるか。	
質問６	「(１) 海外進出チャレンジ支援」、「(２) 海外ビジネス個別マッチング支援」のそれぞれについて、支援対象者（社）の想定分野・業種はあるか。	「(１) 海外進出チャレンジ支援」、「(２) 海外ビジネス個別マッチング支援」いずれも、分野・業種に制限を設けていませんが、出展先の市場や、グローバルな成長分野を考慮して提案して頂き、本市と協議の上決定します。
質問７	国の予算が入っているか。入っている場合、予算名は何か。	国家予算はありません。
質問８	契約は金額確定型の契約か、もしくは概算契約のどちらか。概算契約の場合、一般管理費は認められるか。認められる場合、一般管理費率のパーセンテージの上限は何%か	金額確定型の契約です。
質問９	再委託する案件は、再委託金額の上限設定があるか。	委託金額の 7 割を超える再委託については一括再委託行為となり、承諾しておりません。
質問１０	支援対象者の発掘においては、京都市の協力を得られるか。	本市の可能な範囲内で企業紹介・広報協力等を行います。
質問１１	募集要項には「5 社程度採択支援」と記載されているが、応募件数に関して何か制限や目標(例: 何社以上の応募を集める必要がある等）があるか。	応募件数に関する制約は設けていません。

質問１２	募集要項には「滞在期間 1 週間程度」と記載されているが、滞在期間についてはある程度の自由度があるか。例えば、15 件の商談アポイントメントが 1 週間以内に決まらなかった場合、滞在期間を延長することは可能か。	1 週間を目安とし、目的を達成するにあたって適切な短縮・延長は差支えありませんが、滞在費が支援対象者の負担であることに留意してください。
質問１３	成果報告会の開催時期や会場について、現時点で候補となる地域や具体的なスケジュールがあるか。	地域については京都ないしは首都圏を想定しています。 実施時期については、2 月ないしは 3 月中を想定しています。
質問１４	支援対象は「京都市内に事業所等を有するスタートアップを基本とする」と記載されているが、例外が認められる具体的なケースは。	具体的な例外想定はありませんが、応募時点で京都に事業所がないものの、1 か月以内に京都市内移転が決定している等、明らかに支援中に京都に事務所を構える状況が証明できるなど、個別事案での判断を想定しています。